

次世代育成推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りながら活躍できる会社を目指し、雇用環境の整備を行うため、以下のとおり行動計画(次世代育成推進法・女性活躍推進法 一体型)を策定します。

1. 計画期間 2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

2. 計画内容

- ・目標 1 計画期間内の育児休業の取得状況を以下の水準以上とする
男性社員:取得率 50%以上
女性社員:取得率 90%以上
- ・対策 特に男性社員に向けて、配偶者の出社にあたり育児休業の取得促進を呼びかける
相談窓口を作り、制度について相談しやすい環境を整える
- ・目標 2 男女ともに年次有給休暇の年度内取得率 90%以上維持を目指す
- ・対策 年次有給休暇取得状況の確認を毎月実施
取得が少ない社員とその管理者へ取得状況の確認

以上